遠野市監査委員告示第1号 令 和 4 年 3 月 2 日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和3年度公の施設に係る指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

 遠野市監査委員
 佐々木 資 光

 遠野市監査委員
 多 田 博 子

令和3年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書

1 監査の期日・場所及び対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度の指定管理者による公の施設の管理に係る業務の執行について、書類監査を令和3年11月8日の1日間、指定管理者及び担当課からの聞き取りによる監査を下表の日程で各指定管理者の事務室等において2日間、合計3日間実施した。

期日	指定管理者名	施設名	市担当課名
11月10日	協同組合遠野商業開発	遠野市中心市街地活性化センター	商工労働課
(水)	株式会社遠野施設管理 サービス	遠野市文化交流施設 遠野運動公園	市民協働課
11月12日	土淵町地域づくり連絡 協議会	遠野市土淵地区センター	地域づくり応 援室
(金)	職業訓練法人遠野職業訓練協会	遠野高等職業訓練校	商工労働課

2 監査の内容、着眼点等

指定管理者における公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について、協定上の義務の履行は確保されているか、収支の会計経理は適正に行われているか、施設利用者に対する安全対策に配慮されているかを主眼とし、併せて、担当課における指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、公の施設の管理経費は適正に算定されているかについて。

3 監査の手順

- (1) 指定管理者が管理している公の施設の中から予算規模や過去の監査実施状況等に基づき、監査対象の指定管理者及び施設を選定して実施した。
- (2) 事前に監査対象の施設に係る基本協定書及び年度協定書、仕様書、事業計画書、事業実績報告書等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに指定管理者関係者及び担当課職員から説明を聴取して実施した。
- (3) 監査当日は、必要に応じて基本協定書、仕様書等で定める報告書、記録簿等の提示を求め、業務履行状況の適否を監査した。

4 監査の結果

指定管理者については、特に指摘すべき事項は認められなかった。

担当課については、一部の管理経費の算定で違算と見られる事案があった。これに関しては、同種・類似の業務・事業と併せて改めて監査を実施する予定である。また、基本協定書に定めのない業務につき別途契約を締結すべきところ、年度協定書に盛り込み実施している事案があった。昨年度来、指定管理者制度の運用に不備不適切が認められていることから、市として運用を統制する部署を明確にし、適正を期されることを望む。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点のうち軽微なもので口頭により措置を促したものについては、記述を省略する。

指定管理者ごとの監査結果については、次のとおりである。

監 査 結 果

I 協同組合遠野商業開発

1 公の施設の名称等

施設名	所 在 地
遠野市中心市街地活性化センター	遠野市新穀町1番11号

- 2 利用者数 令和2年度実績 678,414人 前年度比 85.2%
- 3 指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで(5年間)
- 4 指定管理料 令和 2 年度 60, 122, 256円、令和 3 年度 61, 538, 673円
- 5 決算状況

(消費税込み 単位:円)

	項目	令和2年度
	1 利用料金	0
	2 自主事業収入	75, 009, 750
収入	3 その他収入	33, 067, 632
	4 指定管理料	60, 122, 256
	合 計	168, 199, 638
	1 人件費	33, 177, 313
支	2 事業費	117, 220, 122
出	3 管理費	17, 660, 795
	合 計	168, 058, 230
	差引	141, 408

6 指摘事項等

[指摘事項]

特になし

〔意見・要望〕

平成23年(2011) 3月の東日本大震災で本庁舎が全壊したため、仮庁舎として市役所機能の一部を移転し「とぴあ庁舎」ともなった本施設は、市内中心部に位置し、商業施設と市庁舎の両機能を併せ持つ県内では珍しい複合施設である。

商業施設の関係者で組織されている協同組合が指定管理者であることから、例えば自主事業として従来から実施している「無料バス企画(市外在住の会員顧客対象)」に加え、「路線バス無料乗車券提供サービス(市内在住の会員顧客対象)」やお客様負担300円の「お買上げ商品宅配サービス」等、少子高齢社会対応モデルとも考えられる、利用者満足(CS)の追求に注力した管理運営が行われていた。

なお、遠野市中心市街地活性化センターの管理に関する基本協定書第5条の規定に 基づく別紙で定めている管理施設の内容について、物件、範囲等が容易に特定できる よう記載方法等の見直しを図られたい。また、法人の決算書について、指定管理者監 査を行う上で紛らわしい記載があったことから、担当課においては是正又は補完資料 の作成について法人と協議されたい。

Ⅱ 株式会社遠野施設管理サービス

1 公の施設の名称等

施設名	所 在 地
遠野市文化交流施設	遠野市宮守町下宮守32地割133番地1
遠野運動公園	遠野市青笹町糠前11地割1番地

2 利用者数

施設名	利用者数		
施設名	令和2年度	前年度	前年度比
遠野市文化交流施設	9,541人	13,765人	69. 3%
	(1,672人)	(5,336人)	(31. 3%)
遠野運動公園	20,013人	34, 502人	58. 0%
	(11,130人)	(17, 691人)	(62. 9%)
合 計	29, 554人	48, 267人	61. 2%
	(12, 802人)	(23, 027人)	(55. 6%)

※下段括弧書きは、有料で利用した人数の再掲。

- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)
- 4 指定管理料 令和 2 年度 51,820,000円、令和 3 年度 51,820,000円
- 5 決算状況

(消費税込み 単位:円)

	項目	令和2年度
	1 利用料金	1, 814, 223
-1	2 自主事業収入	0
収 入	3 その他収入	466, 599
	4 指定管理料	51, 820, 000
	合 計	54, 100, 822
	1 人件費	10, 553, 152
支 出	2 事業費	40, 173, 182
	3 管理費	774, 817
	合 計	51, 501, 151
	差引	2, 599, 671

6 指摘事項等

〔指摘事項〕

特になし

[意見·要望]

みやもりホール開設(平成18年)以来、また希望郷いわて国体(平成28年)でのサッカー会場としての整備改修後更に蓄積した知識・ノウハウを活用し、良好な状態で両施設を管理運営していると認められた。また、施設の安全確保のため協定で定める負担区分にかかわらず自主的に施設修繕に取組んでいたことは評価できる。

遠野市文化交流施設については、所在地宮守の内陸と沿岸両方面からのアクセスの 良さや、小ホールという規模的な使い勝手の良さから、県内各市町に店舗展開する企 業からの集会、会議、イベント需要が増える等、新しい販路開拓の可能性追求につい ても広がりが感じられた。

Ⅲ 土淵町地域づくり連絡協議会

1 公の施設の名称等

施設名	所 在 地
遠野市土淵地区センター	遠野市土淵町土淵6地割5番地1

2 利用者数

施設名	令和2年度	前年度	前年度比
遠野市土淵地区センター	3,656人	—	—
	(51人)	(—)	(—)

※利用者数は、指定管理者による管理運営へ移行した後のもの。 ※下段括弧書きは、有料で利用した人数の再掲。

- 3 指定期間 令和2年10月1日から令和5年3月31日まで(2年6カ月間)
- 4 指定管理料 令和 2 年度 7,942,599円、令和 3 年度 18,336,000円
- 5 決算状況

(消費税込み 単位:円)

	項目	令和2年度
	1 利用料金	8, 464
	2 自主事業収入	38, 000
収入	3 その他収入	13
	4 指定管理料	9, 031, 000
	合 計	9, 077, 477
	1 人件費	4, 774, 521
支出	2 事業費	85, 128
	3 管理費	3, 129, 427
	금 計	7, 989, 076
	差引	1, 088, 401

- ※上記の内容は、指定管理者作成の令和2年度決算書に基づくものである。
- ※「4 指定管理料・令和2年度」と「5 決算状況・収入・4 指定管理料」との差額1,088,401円については、指定管理者は令和3年度会計で市への返納を選択し、市では出納整理期間に令和2年度会計で戻入処理したことによる差異である。

6 指摘事項等

[指摘事項]

特になし

[意見·要望]

本年4月に全ての地区センターが指定管理者制度又は業務委託を導入したが、土淵地区センターは先行して、令和2年10月から指定管理者が管理運営し、移行前よりも更に積極的な住民参画の下、「持続可能なまちづくり」を目指す活動が着実に展開されていた。

指定管理者業務における金銭管理面では、直接現金を扱わないための工夫としてインターネットバンキングを利用していたが、土淵町地域づくり連絡協議会におけるこのような取組みが先行例として他地区においても共有され、「小さな拠点による地域づくり」の足並みが揃ってともに進展することを期待する。

Ⅳ 職業訓練法人遠野職業訓練協会

1 公の施設の名称等

施設名	所 在 地
遠野高等職業訓練校	遠野市青笹町中沢8地割1番地8

2 利用者数

施設名	令和2年度	前年度	前年度比
遠野高等職業訓練校	9,133人	9,011人	101. 4%
	(2,983人)	(2,631人)	(110. 8%)

※下段括弧書きは、有料で利用した人数の再掲。

- 3 指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで(5年間)
- 4 指定管理料 なし
- 5 決算状況

(消費税込み 単位:円)

	項目	令和2年度
	1 利用料金	9, 493, 460
	2 自主事業収入	44, 551, 417
収入	3 その他収入	5, 055, 870
	4 指定管理料	0
	合 計	59, 100, 747
	1 人件費	23, 269, 614
支	2 事業費	26, 287, 942
出	3 管理費	2, 853, 486
	合 計	52, 411, 042
	差引	6, 689, 705

6 指摘事項等

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

知識、技能技術、情報処理能力の修得あるいは安全対策のための資格・免許の取得 等、ますます多様化する職業訓練需要に積極的に応えるべく、本施設の近隣に自動車 学校が存在する立地条件等も生かした運営を行うことで、市内外・県外からの入学者 拡大が図られていた。

なお、本施設の管理経費の負担区分については、現状に照らし適切に見直しを図られたい。